

認定社会福祉士認証・認定機構 入会規程

2012年2月26日

規程第1号

沿革 2012年5月20日改正

(目的)

第1条 この規程は、認定社会福祉士認証・認定機構（以下、「本機構」という。）定款第6条の規程に基づき、本機構の入会に関する基準を定めることを目的とする。

(正会員の入会基準)

第2条 本機構の正会員の入会に関する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)社会福祉の増進に寄与する団体であって、本機構の目的に賛同する者
- (2)理事会において正会員として適切と承認した者

(特別会員の入会基準)

第3条 本機構の特別会員の入会に関する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)本機構の目的及び事業に賛同する者
- (2)理事会において特別会員として適切と承認した者

(賛助会員の入会について)

第4条 本機構の賛助会員の入会に関する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)本機構の目的及び事業に賛同する者であって、本機構の事業を賛助する者
- (2)理事会において賛助会員として適切と承認した者
- 2 賛助会員は、賛助会費を納めるものとする。
- 3 賛助会費は、団体にあつては1口年額壱万円、個人にあつては1口年額壱万円とし、それぞれ1口以上とする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 (2012年5月20日)

この細則は、2012年5月20日から施行する。

年 月 日

認定社会福祉士認証・認定機構
理事会 御中

認定社会福祉士認証・認定機構 入会申込書（団体用）

認定社会福祉士認証・認定機構規則に定める目的及び事業に賛同し、（正会員・特別会員・賛助会員）として、入会を申し込みます。

会員の別	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 特別会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員
団体名	
所在地	〒
電話	
F A X	
E-mail	
(ふりがな) 代表者氏名	
役 職	
E-mail	
(ふりがな) 担当者氏名	
役 職	
E-mail	
連絡先	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 担当者
機構事務局記載欄	
承認	年 第 回理事会承認
入会日	
備考	

年 月 日

認定社会福祉士認証・認定機構
理事会 御中

認定社会福祉士認証・認定機構 入会申込書（個人用）

私は、認定社会福祉士認証・認定機構規則に定める目的及び事業に賛同し、（特別会員 ・ 賛助会員 ）として、入会を申し込みます。

会員の別		<input type="checkbox"/> 特別会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員
(ふりがな) 氏 名		
(ふりがな) 勤 務 先		
所属部署・役職		
勤 務 先	住 所	〒
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
自 宅	住 所	〒
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
連 絡 先		<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅
機構事務局記載欄		
承 認	年 第 回理事会承認	
入 会 日		
備 考		